

「当面の制度化に向けた整理と今後の課題～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～」に対する意見

〔氏名〕	一般社団法人新経済連盟
〔住所〕	(1月24日(金)までの所在地) 東京都港区赤坂 1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー N811 (1月27日(月)以降の所在地) 東京都港区虎ノ門 1-2-8 虎ノ門琴平タワー5階
〔電話番号〕	050-5835-0770
〔電子メールアドレス〕	co-jane@jane.or.jp
〔意見〕	<p>・意見内容</p> <p>総論として、基本はデジタル化の推進に資するべく、割賦販売法に基づく事業者の手続も、原則として全てデジタル化を推進する方向で今後の見直しを進められたい。</p> <p>また、事業者による様々な創意工夫を推進・活用するため、さらなる自主性・柔軟性・多様性の富んだ制度を今後検討されたい。</p> <p>・理由</p> <p>行政機関においてもデジタル手続法が制定されたように、デジタルファースト社会は確実に進みつつある。そのような状況において、割賦販売の分野にアナログな書面交付義務が残ることは、デジタルファーストに反し、革新的な事業者によるイノベーションを阻害することにつながるため。</p> <p>※ 以下、個別項目についても意見を提出するが、いずれもデジタルファーストの考え方を基本とした意見である。</p>

〔氏名〕	一般社団法人新経済連盟
〔住所〕	(1月24日(金)までの所在地) 東京都港区赤坂1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー N811 (1月27日(月)以降の所在地) 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー5階
〔電話番号〕	050-5835-0770
〔電子メールアドレス〕	co-jane@jane.or.jp
〔意見〕	<p>・ 該当箇所</p> <p>○ 第2章第1節1(4)③(ア)(c) 与信審査体制のあり方(10ページ)</p> <p>「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」においては、登録時に、技術・データを用いた与信審査手法の適正実施が担保されていることを前提として、支払可能見込額調査に代えて、技術・データを用いた与信審査を適正に行うための体制の整備を求めることとする。」</p> <p>・ 意見内容</p> <p>少額であれば極度額が抑えられており、支払困難となるリスクが従来のものより低く、Fintech企業による高度な与信審査の遂行が可能のため、本案に賛成。情報技術を用いた手法を今後あらゆる場面で導入することを推進すべきである。</p> <p>・ 理由</p> <p>意見内容のとおり。</p>

〔氏名〕	一般社団法人新経済連盟
〔住所〕	(1月24日(金)までの所在地) 東京都港区赤坂1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー N811 (1月27日(月)以降の所在地) 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー5階
〔電話番号〕	050-5835-0770
〔電子メールアドレス〕	co-jane@jane.or.jp
〔意見〕	<p>・ 該当箇所</p> <p>○ 第2章第1節1(4)③(イ)契約解除の催告期間・催告書面(10ページ)</p> <p>「催告期間について関係各法における規制を見ると、貸金業法においては規制はなく、民法においては「相当の期間」とされ、判例・通説では3日程度とされている。</p> <p>こうしたことを踏まえ、割賦販売法においても、「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」においては、主たる担い手として想定されるFinTech企業の債権回収モデル等を踏まえ、催告期間を現行法に定められている20日間から短縮(例えば7日～8日)するとともに、催告書面の電子化を進めることとする。」</p> <p>・ 意見内容</p> <p>催告期間の短縮については、債権の早期確定・回収の観点から賛成である。また、催告書面の電子化についてもイノベーションの促進の観点から賛成であり、今後もあらゆる手続において電子化を推進していくべきである。</p> <p>・ 理由</p> <p>意見内容のとおり。</p>

〔氏名〕	一般社団法人新経済連盟
〔住所〕	(1月24日(金)までの所在地) 東京都港区赤坂1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー N811 (1月27日(月)以降の所在地) 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー5階
〔電話番号〕	050-5835-0770
〔電子メールアドレス〕	co-jane@jane.or.jp
〔意見〕	<p>・ 該当箇所</p> <p>○ 第2章第1節3(3)②(ア) 指定信用情報機関の信用情報の使用義務(報告書20ページ)</p> <p>「従って、現時点では、与信審査における性能規定の導入に際しては、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課すこととし、その後の事業者における与信実態を踏まえつつ、当該義務を段階的に見直すことを検討することとする。」</p> <p>○ 第2章第1節3(3)②(イ) 指定信用情報機関への信用情報の登録義務(報告書21ページ)</p> <p>「従って、「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」に対しても、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課すことや指定信用情報機関の運用・システムの改善がなされることを踏まえ、現段階では指定信用情報機関への信用情報の登録義務を課すこととする。」</p> <p>・ 意見内容</p> <p>与信審査の性能規定導入に関する検討の結論は、指定信用情報機関(以下、「機関」という。)の運用・システムの改善が約束された上で取りまとめられたものである。このことから、一定期間経過後、これらの改善度合いを十分に点検されたい。その際、機関を利用する各事業者のフィードバックも十分に聴かれたい。</p> <p>・ 理由</p> <p>機関の蓄積された情報は有用であるものの、低廉なコストで迅速かつ適切な与信審査の手法を確立している事業者にとって、現状の義務はコスト増加要因であり、機関の改善が図られないことは迅速かつ適切な与信審査の遂行を阻み、事業者による業務効率化の阻害につながるため。また、独自の与信審査手法があるにもかかわらず機関を利用することになる以上、独自審査以上の利便性・効率性が求められるため。</p>

〔氏名〕	一般社団法人新経済連盟
〔住所〕	(1月24日(金)までの所在地) 東京都港区赤坂1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー N811 (1月27日(月)以降の所在地) 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー5階
〔電話番号〕	050-5835-0770
〔電子メールアドレス〕	co-jane@jane.or.jp
〔意見〕	<p>・ 該当箇所</p> <p>○ 第2章第3節(2) 論点と具体的な制度措置(30ページ～34ページ)</p> <p>・ 意見内容</p> <p>物理的カードを発行するサービスにおいても、顧客の利用実態や各種手続の状況を踏まえ、各種書面交付の完全電子化を実現できるよう検討を進められたい。</p> <p>・ 理由</p> <p>スマートフォン・パソコン完結型サービス以外のサービスにおいてもデジタル化による効率化が求められており、顧客のニーズに即した迅速で正確な情報提供を行うとともに、紙交付によるコストを削減するためには、デジタル化が必須である。</p> <p>また、最近では物理的カードを発行していても、実態としてオンラインショッピング等のサービス利用の割合が多い者や、実店舗で利用しているとしてもカードの発行申込手続、請求額通知の受領、支払方法・住所変更等の各種手続をオンラインで行う者も多く、日常的にデジタル化に慣れ親しんでいる利用者層も存在する。物理カード発行の有無といった点のみでデジタル化の可否を判断するのではなく、こういった利用者の実態を踏まえてペーパーレスを原則とできるよう、さらなる検討を進めるべきである。</p>

〔氏名〕	一般社団法人新経済連盟
〔住所〕	(1月24日(金)までの所在地) 東京都港区赤坂1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー N811 (1月27日(月)以降の所在地) 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー5階
〔電話番号〕	050-5835-0770
〔電子メールアドレス〕	co-jane@jane.or.jp
〔意見〕	<p>・ 該当箇所</p> <p>○ 第2章第5節 今後の対応の方針</p> <p>・ 意見内容</p> <p>冒頭に「今後、様々な場面においてクレジットカード決済を含めたキャッシュレス決済が浸透することが見込まれる。また、こうした決済の情報が蓄積され、Fintech企業においてはその情報を活用し、様々なサービスや与信手法が生まれたりするなどイノベーションが加速することは想像に難くない。そのような」を追記されたい（又はこの趣旨に沿った何らかの文言を追記されたい。）。</p> <p>・ 理由</p> <p>第1章の2にあるように、ICTの進化に伴って業種を超えたサービスが次々に生まれており、従来の規制のままでは対応できないサービスが発生する可能性がある。これを解決するためには、あらゆる場面においてデジタル化を想定した法制度を、時宜に応じて迅速かつ適切に検討する必要があるため。</p>

〔氏名〕	一般社団法人新経済連盟
〔住所〕	(1月24日(金)までの所在地) 東京都港区赤坂1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワー N811 (1月27日(月)以降の所在地) 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー5階
〔電話番号〕	050-5835-0770
〔電子メールアドレス〕	co-jane@jane.or.jp
〔意見〕	<p>・ 該当箇所</p> <p>○ 第3章1 決済横断法制</p> <p>・ 意見内容</p> <p>各分野にまたがる横断的な法制の必要性について1つ1つの現行規制を十分に検証し、イノベーションの促進の観点から、過剰な規制や全体的な規制強化に繋がらないよう留意されたい。</p> <p>・ 理由</p> <p>実務を考慮せずに、複数の法律にまたがる規制や法制の体系を1つにまとめることにこだわると、不必要な規制がかかったり全体的な規制強化に繋がるおそれがあるため。今後仮に検討するのであれば、こうした事態を避けるべく、実務を十分に知る経済界の実務者を参画させた上で、関係各所の意見を十分に聴いて、横断法制の必要性を十分に吟味する必要がある。</p>